目 次

第11回大宜味村議会臨時会会議録	(会期日程表)	 1
第11回大官味村議会臨時会会議録	(10月31日)	 3

第11回大宜味村議会臨時会会議録 (会期日程表)

開会 昭和58年10月31日

会期1日間

閉会 昭和58年10月31日

月	日	曜日	会議別	会議時刻	日程
10月3	31日	月	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第65号~議案第68号 提案説明、質疑、討論、採決 閉 会



第11回大官味村議会臨時会会議録

(第1号) 昭和58年10月31日

1. 開会、閉会の日時

開 会 (昭和58年10月31日 午前10時00分)

閉 会 (昭和58年10月31日 午前10時52分)

2. 出席議員(11名)

2番議員 金 城 隆 好 君 9番議員 平 良 実 君

3番議員 宮 城 功 光 君 10番議員 崎 山 喜 弘 君

4番議員 知 念 亀次郎 君 12番議員 前 田 貞四郎 君

6番議員 平 良 俊 政 君 13番議員 松 島 重 克 君

7番議員 宮 里 盛 順 君 14番議員 玉 城 一 昌 君

8番議員 平 良 蔵 健 君

3. 欠席議員 (3名)

1番議員 平良森雄君 11番議員山川正行君

5番議員 宮 城 長 雄 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長新城繁正君 建設課長 古我知 清君

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長稲福幸三君 書 記前田 孝君

6. 議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第65号 村営住宅屋古団地建設工事(A棟)請負契約について

日程第4 議案第66号 村営住宅屋古団地建設工事(B棟)請負契約について

日程第5 議案第67号 村営住宅屋古団地建設工事(C棟)請負契約について

日程第6 議案第68号 村営住宅屋古団地建設工事(D棟)請負契約について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長(玉城一昌君) 只今の出席議員は11名であります。

よって、昭和58年大宜味村議会第11回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、10番 崎山喜 弘君、12番 前田貞四郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩(午前10時01分)

再 開 (午前10時02分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時03分)

再 開 (午前10時07分)

○議長(玉城一昌君) 再開いたします。

日程第3 議案第65号から日程第6 議案第68号までを一括議題といたします。 村長の提案理由説明を求めます。

〇村長(新城繁昌 君) 議案第65号、66号、67号及び68号について、一括して説明いたします。

いずれの議案も議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の 規定により議会の議決を要しますので、提案いたしております。

なお、契約書の写を資料として添付してございますが、慎重にご審議の上、議決していた だきますようお願いいたします。

(朗読して説明に代える。)

〇議長(玉城一昌君) 休憩いたします。

休 憩 (午前10時13分)

再 開 (午前10時44分)

○議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第65号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第66号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第67号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第68号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

休憩いたします。

休 憩(午前10時46分)

再 開 (午前10時47分)

○議長(玉城一昌君) 再開いたします。

これより議案第65号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号 村営住宅屋古団地建設工事(A棟)請負契約について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第66号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を締結いたします。

これより議案第66号 村営住宅屋古団地建設工事 (B棟) 請負契約について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第67号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号 村営住宅屋古団地建設工事 (C棟) 請負契約について、採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(举手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

これより議案第68号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対意見ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号 村営住宅屋古団地建設工事 (D棟) 請負契約について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午前10時50分)

再 開 (午前10時51分)

〇議長(玉城一昌君) 再開いたします。

以上をもって本議会に付議された事件は全て議了いたしました。 これをもって昭和58年大宜味村議会第11回臨時会を閉会いたします。 ご苦労さんでした。

閉 会 (午前10時52分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉城一昌

署名議員(10番) 崎山喜弘

署名議員(12番) 前 田 貞四郎